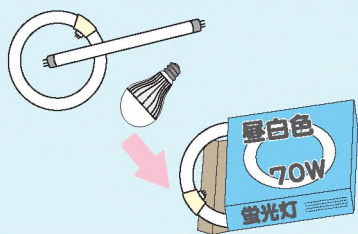


蛍光灯

ケース・紙などで
包んでください。



有害ごみ

乾電池・ライター・水銀体温計
モバイルバッテリー・電子たばこ



他の燃やせないごみとは別袋にして
持ち出してください。

出し方のポイント

紙などで包んで
「きけん」と表示

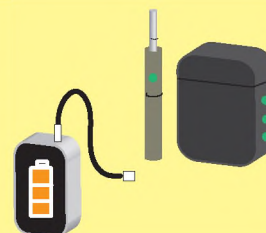


中身を空にする

モバイルバッテリー・電子たばこの出し方は注意!

スマートフォン充電用などのモバイルバッテリーや電子たばこにはリチウムイオン電池が使用されているため、別袋で**有害ごみ**として燃やせないごみの日に、持ち出してください。

近年、他の自治体ではこれらを誤って「プラスチック製容器包装」として出し、リサイクル工場ではリチウムイオン電池がショート・発火する事故が多発しています。



- カセットボンベ・スプレー缶は資源物です (6 ページ参照)。
- 電池を使用するもの (おもちゃ・小型家電など) は、燃やせないごみになります。持ち出す場合は、本体と電池を分けてください。
- クリーンステーションに1回に持ち出せる量は、30 kg (おおむね4袋) までです。一時多量ごみ、粗大ごみ (おおむね80 cm以上のもの) は、処理施設に直接持ち込んでください (16 ページ参照)。
- 汚れがとれない資源物を、やむを得ず燃やせないごみとして持ち出す場合は、その旨を表示してください。



対象にならないもの (例)

下記のものは、「燃やせないごみ」の対象外となります。それぞれの品目ごとに分別してください。

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| <p>缶類 (6 ページ)</p> | <p>粗大ごみ (16 ページ) ※分解して80cm以下にできれば、「燃やせないごみ」として持ち出せます。</p> | |
| <p>在宅医療ごみ (13 ページ)</p> | <p>二輪車 (13 ページ)</p> <p>消火器 (13 ページ)</p> | <p>皮革・ゴム類 (8 ページ)</p> |
| <p>あきびん (5 ページ)</p> | <p>パソコン (12 ページ)</p> | <p>携帯電話・スマートフォン (13 ページ)</p> <p>その他処理困難物 (13 ページ)</p> <p>バッテリー</p> |
| <p>小型充電式電池 ボタン電池 (13 ページ)</p> | <p>家電リサイクル法対象家電 (12 ページ)</p> | |

燃やせないごみ